

沖縄県子どもの居場所応援金事業応援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県子どもの居場所応援金(以下「応援金」という。)の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 応援金は、物価高騰が長期化する中、食材費等の物価高騰に直面する子どもの居場所に対して応援金を給付することにより、子どもが安心して過ごすことができる居場所の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における子どもの居場所とは、子どもの居場所づくり活動を行っているもので、対象を会員等特定の者に限定せず、広く地域の子どもの受け入れているものをいう。

(対象事業者)

第4条 応援金の給付対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和5年4月1日以降、沖縄県内で開所しており、国、県、市町村から類似の補助を受けていない、自主財源の運営の居場所であること。
- (2) 応援金申請書提出日(以下、提出日という。)において、沖縄県子どもの居場所ネットワークに加入している子どもの居場所であること。
なお、提出日において、休止又は廃止している子どもの居場所は対象とはならない。
- (3) 原則、1か月に1回以上開催していること。
- (4) 令和5年度中に継続して事業を実施すること。
- (5) 食事の提供に当たっては、厚生労働省が発信している「子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意するとともに、子どもの食物アレルギーの有無等についても必要な配慮を行っていること。
- (6) 営利を目的とした事業ではないこと。
- (7) 宗教又は政治活動を目的としていないこと。
- (8) 事業者の活動内容が公序良俗に反しないこと。

(応援金の額)

第5条 応援金の額は、別表に掲げるとおりとする。なお、同一の団体が複数の子どもの居場所を運営する場合で、サービス提供がそれぞれ異なる場所で別個に行われているものについては、別の事業として取り扱う。

(応援金の給付申請)

第6条 応援金の給付を受けようとする事業者は、別に定める申請期間に、次の各号の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 沖縄県子どもの居場所応援金事業給付申請書兼口座振替申出書(様式第1号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(給付決定)

第7条 知事は、前条による給付申請が到達してから、原則として 30 日以内に当該申請の内容を審査し、沖縄県子どもの居場所応援金事業応援金給付/不給付決定通知書により、給付及び給付額、又は不給付の決定をするとともに、速やかに応援金を給付するものとする。

(給付申請の取り下げ)

第8条 受給事業者は、前条規定による給付決定通知を受けた後、この応援金の申請を取り下げようとするときには、給付決定の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、その旨を記載した沖縄県子どもの居場所応援金事業応援金給付申請取下書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が給付申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、給付申請者の責に帰すべき事由により給付できなかったとき、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 知事が給付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が受給事業者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、受給事業者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- 4 前2項の補正の期限は、令和6年2月 29 日又は補正を求めた日の翌日から起算し5日後(土日祝祭日を除く)のいずれかの遅い日とする。
- 5 知事は、第2項又は第3項の規定に基づき、申請が取り下げられたものとみなしたことについて、申請者へその旨を通知する。

(給付決定の取り消し)

第 9 条 知事は、受給事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付決定を取り消し、応援金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為があったとき
 - (2) 応援金を給付の目的以外に使用したとき
 - (3) 第4条に掲げる要件を満たさなくなったとき
 - (4) 前各号のほか、知事が給付を行うことを不相当と認めたとき
- 2 知事は、前項の規定により取消等を決定したときは、団体に対し速やかに、沖縄県子どもの居場所応援金事業給付決定取消通知書により、通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により、給付決定を取り消した場合等において、既に、応援金が給付されているときは、期日を定めて、その返還を請求することができる。

(検査等)

第 10 条 知事は、応援金の給付に関し、必要に応じて受給事業者に対して、検査、報告又は是正のための必要な措置を講じることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 11 条 応援金の給付を受ける権利は、他人及び他団体に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第 12 条 受給事業者は、申請に係る証拠書類を整理し、応援金の給付年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(暴力団の排除)

第 13 条 次に掲げる者は、この要綱に基づく応援金の給付の対象としない。

(1) 自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)関係者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月 28 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和6年3月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに給付を決定した応援金については、同日後もなおその効力を有する。

3 この要綱は、令和5年度予算に限り適用する。

別表（要綱第5条関係）

| 1 区分 | 2 給付対象経費 | 3 給付額 | 4 備考 |
|-----------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの居場所 （注1） | 子どもの居場所 運営費 | 1月あたり開所日数 （注2）が1～10日の 居場所は60千円。 11日以上開所してい る居場所は、1日あた り6,000円を加算する。 | 以下の居場所は対象 外とする。 ・市町村直営 ・市町村委託 ・国、県等地方公共 団体から補助金を受 けている居場所。 |

注1 応援金給付申請書提出日において、沖縄県子どもの居場所ネットワークに加入し、令和6年3月31日まで継続して事業を実施（月1日以上開所）していること。

注2 令和5年4月から7月までの4ヶ月間に係る月平均開所日数